

9月20日から26日は動物愛護週間

ペットはマナーと愛情をもって正しく飼いましょう

問合せ 環境課計画担当（内線 3126）



## 犬の飼い主さんへ

- 生後 91 日以上の子犬は、登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています
- 犬の飼い主や住所の変更、犬が死亡したときは市へ届出が必要です。また、マイクロチップを装着している場合も変更手続きが必要です
- 鳴き声やにおいなど、他人に迷惑をかけないように飼いましょう
- 万が一迷子になってわかるように、首輪に鑑札・注射済票を付けましょう
- 散歩中のフンは飼い主がきちんと始末し、必ず自宅に持ち帰りましょう。市では犬のフンでお困りの方に啓発用看板を無償で配布しています

### 【年 1 回の狂犬病予防注射は飼い主の義務】

狂犬病は人に感染し、発症するとほぼ 100% 死亡する恐ろしい病気です。必ず接種してください。事情により接種が困難な場合は、動物病院で発行された狂犬病予防接種猶予証明書を環境課窓口又は両支所までお持ちください。

## 猫の飼い主さんへ

- 放し飼いにより、線路や道路での事故が多発しています。交通事故や病気からまもるため飼い猫は室内で飼いましょう
- 万が一迷子になってわかるように、首輪や名札など目印になるものを付けましょう
- むやみに猫を傷つけたり捨てたりしないでください。動物を捨てることは法律違反になります。最後まで責任をもって飼いましょう
- 野良猫にエサを与える場合、これ以上増えないように不妊去勢手術をし、ゴミやトイレのマナーなど近所とトラブルにならないよう最後まで責任をもって管理してください
- 片耳がカットされている猫は不妊去勢手術が済んでいるしるしです

### 【不妊手術済みのしるし「さくら耳」】

「さくらねこ」とは、不妊手術済みのしるしに、耳先をさくらの花びらの形にカットした猫のことで、この耳のことを「さくら耳」といいます。



犬又は猫の飼い主は、子犬や子猫を望まない場合、繁殖防止のための措置を講じることが義務付けられています。適正な飼育が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術を行ってください。

**犬に関する相談：**鴻巣保健所（☎ 541-0249）

**猫に関する相談：**埼玉県動物指導センター南支所（☎ 048-855-0484）

### 動物愛護展示会

市内の小学生が描いた動物愛護ポスターと長寿犬表彰を受賞した犬の写真を、10月30日(水)から11月3日(祝・日)までクリアこうのすで展示します。

問合せ 環境課計画担当  
(内線 3126)

### 「彩の国動物愛護推進員」募集

県では、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発ボランティアを11月30日(土)まで募集しています。詳細は埼玉県のHPをご覧ください。

問合せ 埼玉県生活衛生課  
(☎ 048-830-3612)

### 動物愛護フェスティバル 2024

10月12日(土) 10時～15時30分  
パストラルかぞ(加須市上三俣2255) ※費用無料  
聴導犬の実演、こどものための獣医師体験、ワンちゃんとのふれあい、動物防災展示、犬猫譲渡会など(詳細はセンターHP)

問合せ 埼玉県動物指導センター  
(☎ 048-536-2465)

